



令和2年2月18日

各位

会社名 SRSホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役執行役員社長 重里 政彦  
(コード番号：8163 東証1部)  
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 田中 正裕  
(TEL 06-7222-3101)

## 取締役等に対する新しい株式報酬制度の詳細決定ならびに

### 導入開始に関するお知らせ

当社は、令和元年5月16日開催の取締役会において、取締役・執行役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除きます。）および主要なグループ会社4社（サトフードサービス株式会社、株式会社フーズネット、株式会社宮本むなし、サト・アークランドフードサービス株式会社。以下、当社と併せて「会社等」といいます。）の取締役（社外取締役、監査等委員または当社の取締役兼務である取締役を除きます。当社の取締役と併せて「取締役等」といいます。）に対し、新たに株式報酬制度（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案が令和元年6月27日開催の第51期定時株主総会において、また、主要な対象グループ会社4社は、令和元年6月開催の各会社の定時株主総会（会社等の株主総会を併せて、以下、「本株主総会」といいます。）において承認されました。本制度に関しましては、その後、令和元年8月2日付「取締役等に対する新しい株式報酬制度の詳細決定ならびに導入時期延期に関するお知らせ」にて、本制度の導入開始時期につきましては、諸般の事情により令和元年5月16日付で公表した予定を延期しましたことをお知らせしておりましたが、本日開催の取締役会において、本制度の開始時期を決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本信託の概要

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 名称        | : 役員向け株式給付信託   |
| (2) 委託者       | : 当社   |
| (3) 受託者       | : 株式会社りそな銀行<br>株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。 |
| (4) 受益者       | : 取締役等のうち、受益者要件を満たす者   |
| (5) 信託管理人     | : 当社と利害関係を有しない第三者  |
| (6) 本信託契約の締結日 | : (変更前) 令和元年8月7日 (予定)<br>(変更後) 令和2年2月25日 (予定)  |
| (7) 金銭を信託する日  | : (変更前) 令和元年8月7日 (予定)<br>(変更後) 令和2年2月25日 (予定)  |



するもしくは公益法人に寄付する予定です。

- ⑩ 本信託の清算時に、当社が拠出する金銭から株式取得資金を控除した信託費用準備金は当社に帰属します。その他の残余財産は、受益者に交付するか、または公益法人に寄付する予定です。